

○在外投票制度の概要	1
○出国時申請の概要(啓発用パンフレット)	3
○在外選挙の投票方法	5
○在外選挙の実施状況等	6
○在外公館投票を行うことのできる期間	7
○在外選挙人証の様式	8
○在外選挙人証(実物の写し)	10
○エストニアにおけるインターネット投票(概要)	11
○諸外国で実施されているインターネット投票の事例	13

在外選挙制度の概要

仕事や留学などで海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といい、これによる投票を「在外投票」という。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている人である。

投票の方法には、在外公館で行う「在外公館投票」、郵便等によって行う「郵便等投票」、選挙の際に一時帰国した人や帰国後間もないため国内の選挙人名簿にまだ登録されていない人が行う「日本国内における投票」がある。

1. 投票の方法

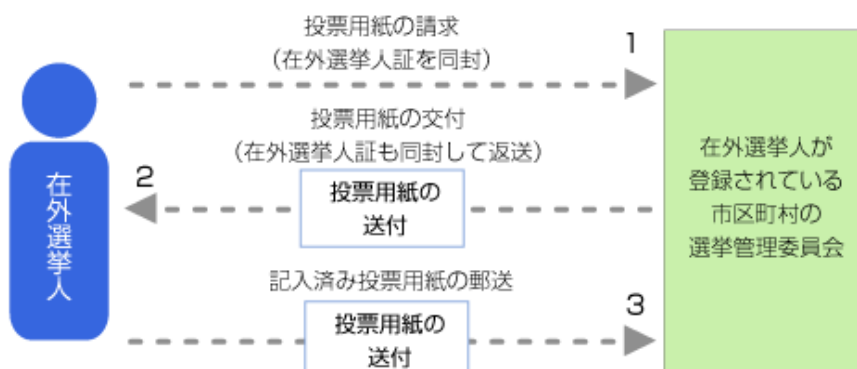
(1) 在外公館投票

在外選挙人が、在外公館等投票記載場所へ自ら出向いて在外選挙人証等を提示し、その場で投票する（投票記載場所を設置していない在外公館もある）。投票できる期間・時間は、原則として、選挙の公示または告示の翌日から投票記載場所ごとに決められた日までの、午前9時30分から午後5時まで。（投票できる期間・時間は、投票記載場所によって異なる）。



(2) 郵便等投票

郵便等投票は、在外選挙人が、あらかじめ登録地の市区町村選挙管理委員会に在外選挙人証を同封して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求し、自宅等に送付された投票用紙等に現在する場所で記入して、登録地の市区町村選挙管理委員会へ郵送するという手順で投票を行う方法。



(3) 日本国内における投票

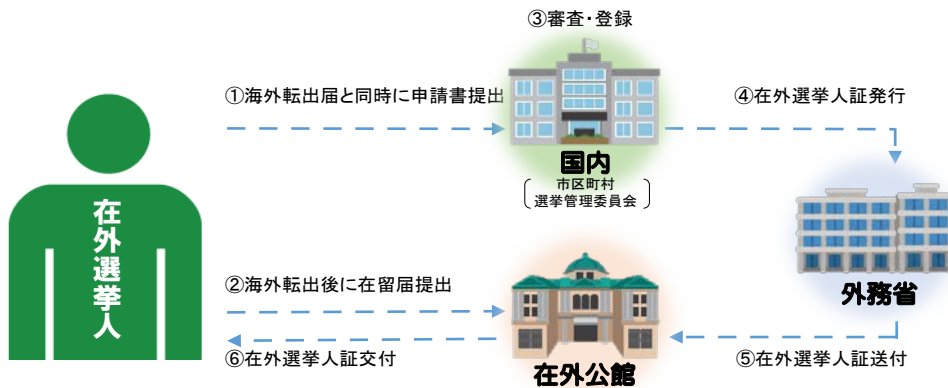
日本国内における投票は、在外選挙人が、選挙期間にちょうど一時帰国していた場合や帰国してまだ間がないため国内の選挙人名簿に登録されていないような場合に、国内の投票方法（選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票）を利用して投票する方法。なお、いずれの投票方法についても、在外選挙人証の提示が必要。

2. 在外選挙人名簿の登録

(1) 出国時申請

対象者は、満 18 歳以上の日本国民で、国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている者です。申請できる期間は転出届を提出した日から転出届に記載された転出予定日までの間です。

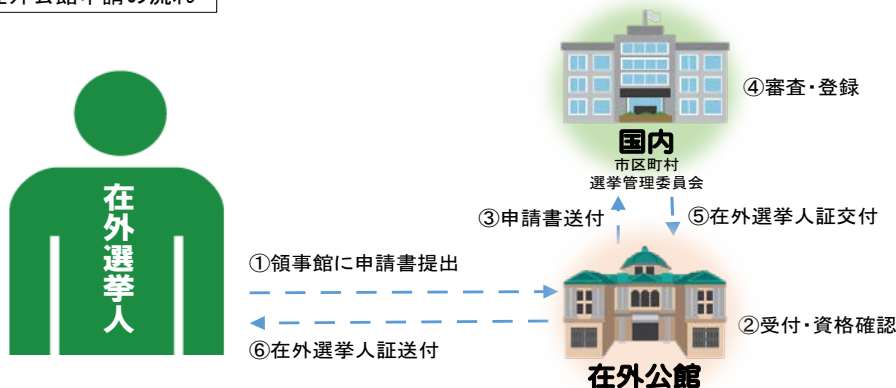
出国時申請の流れ



(2) 在外公館申請

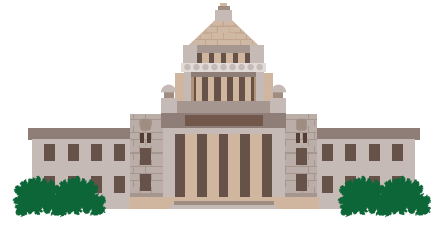
対象者は、満 18 歳以上の日本国民で、引き続き 3 カ月以上その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する者です。実際に登録されるためには、その在外公館の管轄区域内に引き続き 3 カ月以上住所を有していることが必要ですが、登録の申請については 3 カ月経っていなくても行うことができます。

在外公館申請の流れ



海外転勤や留学をされる皆様へ

渡航前の申請をお忘れなく!



海外で国政選挙に投票するための

申請が国内でできます。

国外転出する際に、市区町村の窓口で申請しましょう。

※これまでは在外公館での申請に限られていました。



交付番号
在外選挙人証

氏名 _____ 年 月 日
生年月日 _____
性別 男・女 _____ 年 月 日
登録 _____
衆議院小選挙区 _____

住所 _____
住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先) _____

上記の者は、在外選挙人名簿に登録されていることを証明する。

選挙管理委員会委員長 _____ 印

注意
1 この在外選挙人証は、投票するには必ず必要となります。大切にしてください。
2 在外公館において投票する際は、旅券とともにこの在外選挙人証を提出してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときにこの在外選挙人証を同封してください。
3 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、「住所以外の送付先」に送付されます。
4 記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外選挙人証を管轄する在外公館まで届け出てください。
5 再交付の申請を行ったときは、日本国内で住民票を作成した場合は、一時帰国などで、日本国内で住民票を抹消された場合は、この在外選挙人証を抹消された日から4か月が経過した場合は、抹消後には在外投票はできません。この場合、(住民票を作成した市区町村の選挙管理委員会)に送ってください。
この在外選挙人証を交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に送ってください。

表

第○回
衆議院小選挙区選出議員選挙
在外投票

候補者氏名 _____

総務大臣印

STEP
1

国外への転出届を出す際に、 在外選挙人名簿への登録を申請する!



国内
市区町村
選挙管理委員会

〈申請の際に必要なもの〉

【本人の申請】

- ・本人確認書類(旅券、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁の身分証など)

【申請者から委任を受けた方の申請の場合】

- ・申請者の本人確認書類
- ・申請者の申出書
- ・申請に来ている方の本人確認書類

在外公館での
申請も引き続き
受け付けています!

※在外選挙人名簿への登録を申請できるのは、国内の最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている方です。

※申請できる期間は、転出届を提出した日から転出届に記載された転出予定日までの間です。

※申請は、申請者本人か、申請者から委任を受けた方ができます。

STEP
2

外国に居住後、在留届を提出する!

出国



在留届を提出



- 在留届で国外の住所を確認して名簿に登録しますので、忘れずに提出してください。
- 在留届は、最寄りの在外公館やインターネットで提出できます。

STEP
3

在外選挙人名簿へ登録完了! 「在外選挙人証」が発行される!



在外公館



- 国外の住所が確認されると、名簿に登録されます。
- 名簿に登録されると、「在外選挙人証」が交付されます。
- 在外公館から連絡があるので、最寄りの在外公館で、又は郵送で、在外選挙人証を受け取るようになります。

STEP
4

在外選挙人証を持って投票する!



- 投票の際は、在外選挙人証が必要です。
- 国政選挙の際は、外国で、在外公館での投票、又は郵便での投票ができます(一時帰国している場合は、国内でも投票できます。)

※在外公館で投票する場合は、在外選挙人証と身分証明書(旅券など)を持参してください。

※郵便で投票する場合は、投票用紙等の請求を行う際に同封してください。

※国内で投票する際も、在外選挙人証を持参してください。

※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

在外選挙の投票方法

在外選挙の投票方法

3つの投票方法により投票できます。

● 在外選挙の対象となる選挙

衆議院議員及び参議院議員の選挙

● 選挙できる選挙区

登録された市区町村の属する選挙区となります。

海外で投票する場合

最寄りの日本大使館、総領事館が在外公館投票を実施するか否かは直接問い合わせるか、外務省のホームページでご確認下さい。

日本国内で投票する場合

旅行等により一時帰国した方や、帰国直後で転入届を提出して3ヶ月を経っていない方(選挙人名簿に登録されていない方)

在外公館投票が実施される場合

「在外公館投票」と「郵便等投票」のいずれかを選択のうえ、投票できます。なお、在外公館投票を実施する日本大使館、総領事館であれば、国・地域を問わず投票できます。

在外公館投票が実施されない場合

「郵便等投票」が行えます。なお、在外公館投票を実施する他の日本大使館、総領事館に直接出向いて「在外公館投票」を行うこともできます。

● 在外公館投票

在外公館投票は、直接日本大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む。)に出向いて、「在外選挙人証」と「旅券」等の身分証明書を提示して投票する方法です。

投票場所 日本大使館・総領事館の事務所内に投票所が設置されます。

投票期間 選挙の公示の翌日から各日本大使館・総領事館ごとに定められた締切日までとなります。
※補欠選挙等の場合は、告示の翌日以降であらかじめ指定された日により投票できます。

投票時間 原則的に現地時間の午前9時30分から午後5時までです。
※地理的な事情等で、例外的な時間設定をすることがあります。

持参書類 ①在外選挙人証
②旅券

※旅券が提示できない場合は、日本国又は居住国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付き身分証明書でも差し支えありません。

● 郵便等投票

郵便等投票は、登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に同用紙に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法です。

①投票用紙等の請求 あらかじめ登録先の選挙管理委員会に「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」(総務省ホームページから入手できます)を送付の上、投票用紙等の請求を行います。

②投票用紙等の交付 投票用紙等の請求を受けた登録先の選挙管理委員会は、投票用紙等を直接郵送して交付します

③投票用紙等の送付 投票用紙等の交付を受けた後、選挙の公示・告示の翌日以降、同用紙等に記入の上、日本国内の選挙期日(投票日)の投票所閉鎖時刻(通常午後8時まで)に、投票所に到達するよう、選挙管理委員会宛に送付します。

※投票用紙等の請求は、いつでも請求することができますので、郵送日数を考慮して早めに請求することが大切です。

● 日本国内における投票

一時帰国等により、国内で投票される場合は、在外選挙人証を提示して、国内の投票方法を利用して次の(1)から(3)までの投票ができます。

〔公示又は告示の日の翌日から
選挙期日の前日までの間〕

(1)期日前投票
(2)不在者投票

〔選挙期日(投票日当日)〕

(3)投票所における投票

※(1)から(3)までの詳しい投票方法については、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

在外選挙の実施状況等

		選挙当日 有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票方法			投票率(%)
				公館投票	郵便投票	国内における 投票	
29衆 29.10.22	選挙区	100,090	21,180	調 査 中			21.16
	比例代表	100,090	21,485	調 査 中			21.47
28参 28.7.10	選挙区	105,194	23,378	20,576	919	1,883	22.22
	比例代表	105,194	23,613	20,800	928	1,885	22.45
26衆 26.12.14	選挙区	104,320	19,267	17,901	516	850	18.47
	比例代表	104,320	19,690	18,316	524	850	18.87
25参 25.7.21	選挙区	112,850	25,471	22,439	1,233	1,799	22.57
	比例代表	112,850	25,939	22,865	1,274	1,800	22.99
24衆 24.12.16	選挙区	105,836	21,168	19,359	814	995	20.00
	比例代表	105,836	21,596	19,773	828	995	20.41
22参 22.7.11	選挙区	113,230	26,891	23,137	1,702	2,052	23.75
	比例代表	113,230	27,640	23,786	1,801	2,053	24.41
21衆 21.8.30	選挙区	107,919	28,206	23,162	2,599	2,445	26.14
	比例代表	107,919	28,894	23,731	2,716	2,447	26.77

(注)選挙当日有権者数とは、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、選挙当日に選挙権を有する者等である。

※ 外務省の海外在留邦人数調査統計(平成28年10月1日現在)によれば、海外在留邦人数は約134万人であり、そのうち18歳以上は、約107万人である。

※ 在外選挙制度は、平成18年の公職選挙法の一部改正により比例代表選挙に加え、(小)選挙区選挙も対象となったところ。

(参考)海外在留邦人数※

	海外在留邦人数
H28.10.1現在	1,338,477
H27.10.1現在	1,317,078
H26.10.1現在	1,290,175
H25.10.1現在	1,258,263
H24.10.1現在	1,249,577
H23.10.1現在	1,182,557
H22.10.1現在	1,143,357
H21.10.1現在	1,131,807
H20.10.1現在	1,116,993

(参考)在外選挙人名簿登録者数

	在外選挙人名簿登録者数
H29.9.1現在	100,506
H28.9.2現在	104,630
H27.9.2現在	102,924
H26.9.2現在	106,121
H25.9.2現在	112,390
H24.9.2現在	105,511
H23.9.2現在	108,269
H22.9.2現在	112,391
H21.9.2現在	107,994
H20.9.2現在	104,025

※【出典】海外在留邦人数調査統計(平成29年版(平成28年10月1日現在)外務省領事局政策課)

在外公館投票を行うことのできる期間

- 在外公館等における投票は、原則、選挙期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日前6日までの間において可能。
- ただし、投票の送致に日数を要するなど特別な事情がある場合、投票の締切日を繰り上げるこ
とが認められている。

<平成29年衆議院議員総選挙の実績>

投票期間	対象公館
期日前6日前まで (投票期間: 6日間)	在インドネシア大使館、在シンガポール大使館、在タイ大使館、在大韓民国大使館、 在中華人民共和国大使館、在上海総領事館(中国)、在香港総領事館(中国)、在フィリピン大使館、 在シドニー総領事館(オーストラリア)、在ハバロフスク総領事館(アメリカ)、 在ウラジオストク総領事館(ロシア)、在ハバロフスク総領事館(ロシア)、 在ユジノサハリンスク総領事館(ロシア) (計13公館)
期日前7日前まで (投票期間: 5日間)	在インド大使館、在釜山総領事館(韓国)、在広州総領事館(中国)、在ベトナム大使館、 在オーストラリア大使館、在アメリカ合衆国大使館、在イタリア大使館、在英国大使館、在ドイツ大使館、 在フランス大使館、在ロシア大使館、在イラン大使館 等 (計74公館)
期日前8日前まで (投票期間: 4日間)	在パキスタン大使館、在サンフランシスコ総領事館(アメリカ)、在カナダ大使館、在アルゼンチン大使館、 在ブラジル大使館、在ミラノ総領事館(イタリア)、在ウクライナ大使館、在ギリシャ大使館、 在スウェーデン大使館、在スペイン大使館、在アラブ首長国連邦大使館、在サウジアラビア大使館、 在ケニア大使館、在マダガスカル大使館 等 (計119公館)
期日前9日前まで (投票期間: 3日間)	在トンガ大使館、在マーシャル大使館、在ミクロネシア大使館、 在エンカルナシオン領事事務所(パラグアイ)、在サンタクルス領事事務所(ボリビア)、 在エストニア大使館、在キルギス大使館、在ラスパルマス領事事務所(スペイン)、 在ラトビア大使館、在サンクトペテルブルグ総領事館(ロシア)、在アンゴラ大使館、在ギニア大使館、 在ベナン大使館、在ルワンダ大使館 (計15公館)
期日前10日前まで (投票期間: 2日間)	在ソロモン大使館、在南スーダン大使館 (計2公館)

※ 治安情勢などにより実施していない公館が21公館(在イラク大使館、在アフガニスタン大使館など)、名称のみの公館(実館のない公館)のため実施していない公館が44公館(在ブータン大使館、在サンマリノ大使館など)ある。

在外選挙人証の様式

紙大申請書 (在外選挙人証の様式) (紙大申請書)

表

交付番号	
在 外 選 挙 人 証	
氏 名	
生年月日	年 月 日
性 別	男 ・ 女
登 録	年 月 日
衆議院小選挙区	
住 所	
住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先)	
上記の者は、在外選挙人名簿に登録されていることを証明する。	
都 (何道府県) 何郡 (市) (区) 何町 (村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 印	
注 意	
1 この在外選挙人証は、投票する際には必ず必要となります。大切に保管してください。	
2 在外公館において投票する際は、旅券とともにこの在外選挙人証を提示して投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときにこの在外選挙人証を同封してください。	
3 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。	
4 記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外選挙人証とともに住所を管轄する在外公館まで届け出てください。	
5 この在外選挙人証を紛失又は破損した場合は、住所を管轄する在外公館で再交付の申請を行ってください。	
6 一時帰国などで、日本国内で住民票を作成した場合には、当該作成日から4箇月を経過したときに在外選挙人名簿から抹消されることとなっており、抹消後は在外投票はできません。 この場合 (住民票を作成した日から4箇月を経過した場合) には、直ちにこの在外選挙人証を交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返してください。	

選挙の種類 (期日)	投票用紙等を交付した年月日	投票用紙等を交付した在外公館等
都 (何道府県) 何郡 (市) (区) 何町 (村) 選挙管 理委員会の住所 (〒) 都 (何道府県) 何郡 (市) (区) 何町 (村) 字何 (町) 何番地 (電話)		

在外選挙人証（実物の写し）

（表）

（裏）

交付番号

在 外 選 挙 人 証

氏 名

生年月日 年 月 日

性 別 男 ・ 女

登 録 年 月 日

衆議院小選挙区

住 所

住所以外の送付先
(在留届の緊急連絡先)

上記の者は、在外選挙人名簿に登録されている
ことを証明する。

選挙管理委員会委員長 印

注 意

- 1 この在外選挙人証は、投票する際には必ず必要となります。大切に保管してください。
- 2 在外公館において投票する際は、旅券とともにこの在外選挙人証を提示して投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときにこの在外選挙人証を同封してください。
- 3 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。
- 4 記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外選挙人証とともに住所を管轄する在外公館まで届け出てください。
- 5 この在外選挙人証を紛失又は破損した場合は、住所を管轄する在外公館で再交付の申請を行ってください。
- 6 一時帰国などで、日本国内で住民票を作成した場合には、当該作成日から4箇月を経過したときに在外選挙人名簿から抹消されることとなっており、抹消後は在外投票はできません。
この場合（住民票を作成した日から4箇月が経過した場合）には、直ちにこの在外選挙人証を交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返してください。

投票用紙等を交付した在外公館等									
投票用紙等を交付した年月日									
選挙の種類（期日）									

選挙管理委員会の郵便番号、住所、電話番号

※ 実物大

エストニアにおけるインターネット投票（概要）

1. 経緯等

- ・ 2002年から電子政府構築の一貫として電子投票の実験が行われ、2005年1月に、首都タリン市の住民投票で、インターネット投票を試験的に実施
- ・ 2005年10月の地方議会議員選挙で、初めてインターネット投票導入。
- ・ 2007年に国政選挙において実施され、これまでに 8回実施されている模様。(2009年：欧州議会選挙、地方議会選挙、2011年：国政選挙、2013年：地方議会選挙、2014年：欧州議会選挙、2015年：国政選挙)

2. 投票方法

(1) IDカード（身分証明カード）による投票

- ・ 15歳以上の市民は、IDカード（身分証明カード）の携帯が法律で義務付けられており、このカードにより電子署名が可能となっている。
- ・ ICチップが内蔵されており、IDカード発行時に、「本人認証用PINコード」と「電子署名用PINコード」が付与され、このカードを利用して投票が行われる。

(2) その他の投票

- ・ デジタルID（写真なしのIDカード）による投票
本人確認及び電子署名が可能であり、取得義務はない
- ・ 携帯電話（モバイル）IDによる投票
携帯電話のICチップにIDカードと同機能を付与

3. IDカードを利用した投票の流れ

- ① （PCに装着した）カードリーダーにIDカードを読みこませ、インターネット投票サイトへアクセス、投票用アプリケーションをダウンロードする。
- ② IDによる本人認証を行うと、候補者の一覧表がスクリーンに表示される。
- ③ 同画面において投票を行い、デジタル署名により投票内容を暗号化し、投票データを送信する。
- ④ 受信された場合は、受信確認通知が画面に表示され、投票終了となる。

※ 投票受付期間内であれば、前に投じた投票をキャンセルして、何度でも投票が可能である。

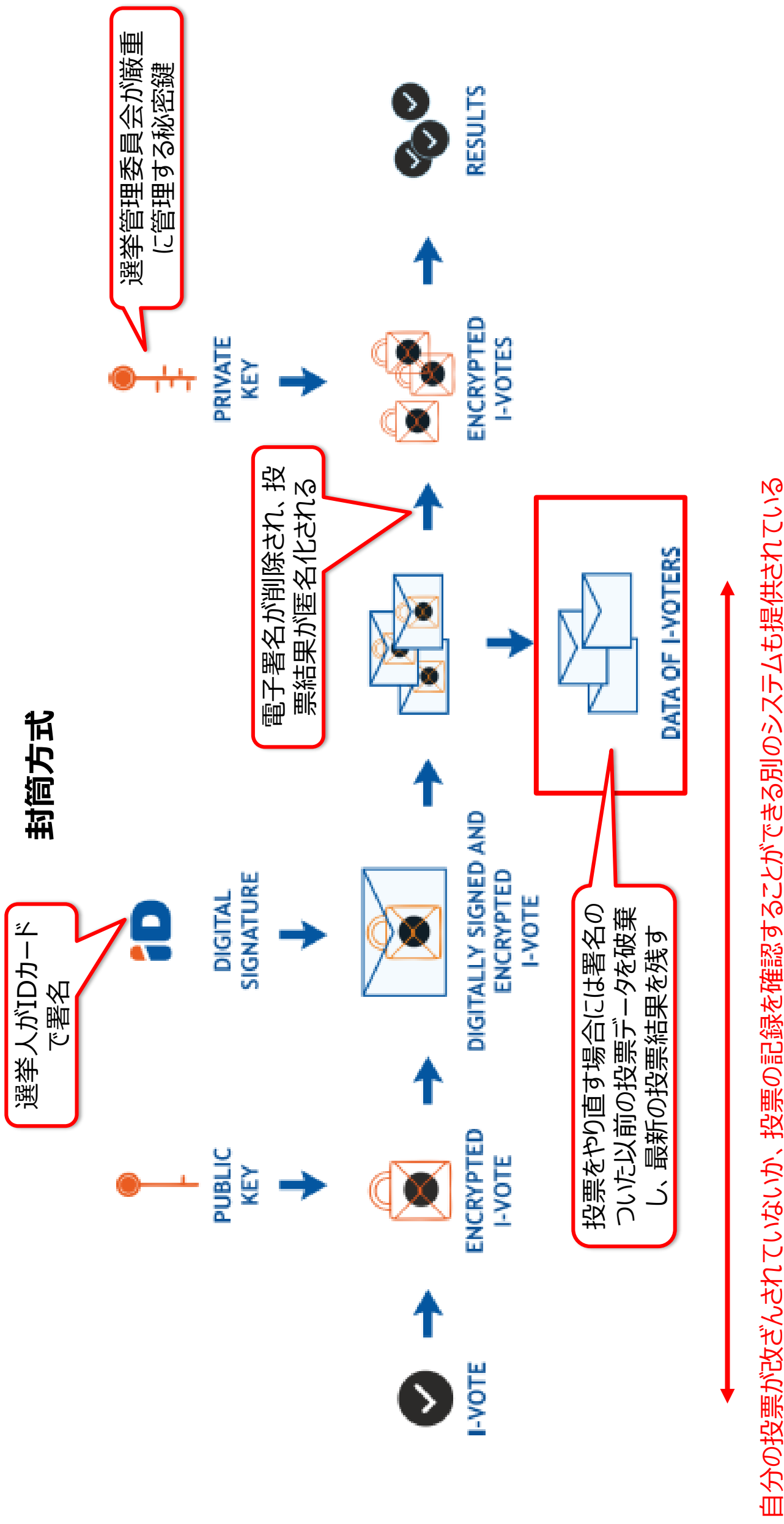
※ 投票内容の開封時にデジタル署名を削除（復号化）することで、誰が誰に投票したか分からない状態にし、集計を行う。

(参考文献) ゆあさはるみち 湯浅 壘道 「エストニアの電子投票」 社会文化研究所紀要 65号
(株)NTTデータ 欧州レポート (平成25年7月19日)
エストニア国家選挙委員会サイト

エストニアにおけるインターネット投票システム

三菱総合研究所作成資料
(第3回研究会配布)

- 投票プロセスにおける「投票」「開票」「選挙結果の通知」を行う “I-voting system” が導入されている。
- “I-voting system” は、封筒方式 (envelope scheme) が採用されている。
- “I-voting system” は、選挙当日の10日前から利用できるようになり、木曜日の午前9時から翌水曜日の午後6時までの7日間利用できる。



諸外国で実施されているインターネット投票の事例

三菱総合研究所作成資料
(第3回研究会配布)

	エストニア 	スイス 	ノルウェー 	フランス 
対象	全国民 (期日前投票期間のみ)	一部の州で導入 ※バーゼル・シユタット州では 障害者及び海外居住者	一部の自治体で導入 ※実証実験として一部の自治体を 選んで電子投票を実施	在外フランス人
認証の方法	電子ID (IDカード)	郵便により送付される セキュリティコード	携帯電話に紐づく ユニークID	Eメールにより送付されるID とSMSにより送付されるPW
投票方法	<ul style="list-style-type: none"> IDカードで電子投票システムにログイン。 投票結果は公開鍵によって暗号化し、IDカードを用いて電子署名により封印する。 開票時には、電子署名を破棄し、匿名化した状態で復号化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便で届くセキュリティコードと個人認証情報(生年月日等)により、電子投票システムにログイン。 投票結果は電子投票システム内の電子投票ボックスで匿名化され、暗号化される。 <small>※3つの異なる技術的投票システムが存在する</small>	<ul style="list-style-type: none"> 既存の個人認証方法を活用し、住民番号との突合して電子投票システムにログイン。 投票結果は公開鍵により暗号化され、電子署名により封印する。 開票時には物理的媒体に結果をコピーし、複数の鍵により復号化する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ登録したメールアドレス、電話番号に届いたID,PWにより、電子投票システムにログイン。 投票結果は電子投票システム内の電子投票ボックスで匿名化され、暗号化される。
普及方法	一部自治体での実施後、地方選、全国に拡大	段階的に実施する州を拡大	実証実験を段階的に拡大	対象者に一元的に実施
複数回投票	可	不可	可	不可
現行の実施状況	実施中	今後他の州にも拡大予定 ※バーゼル・シユタット州では 対象者を居住者に拡大	2014年6月にシステムのセキュリティに課題があるとして 実証実験の中止を発表	2017年3月に政府がサイバーセキュリティ上の脅威が高まっていることから中止。

出所) Mihkel Solvak & Kristjan Vassi "E-voting in Estonia: Technological Diand Other Developments Over Ten Years (2005-2015)
http://www.staatskanzlei.bs.ch/politische-rechte/wahlen-abstimmungen/e-voting.html#page_section3_section11
<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16904>
<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/Ikke-flere-forsok-med-stemmegivning-over-Internett-/id764300/>